

「臼杵市まちづくり基本条例(素案)」に対する意見募集結果一覧

「臼杵市まちづくり基本条例(素案)」に対する意見募集(平成24年9月4日～平成24年10月3日)を行い、その一環として市民説明会も実施したところ、21名の市民説明会参加者からのご意見、及び郵送・FAX・窓口にてご意見が寄せられました。

ご意見の内容とそれに対する本市の考え方は次のとおりです。

1 意見募集実施状況

- (1)募集期間：平成24年9月4日(火)から平成24年10月3日(水)まで
- (2)提出件数：29件(25名)
- (3)提出方法及び内訳(下記表に示すとおりです)

提出方法	説明会	郵送	FAX	窓口	その他	合計
件数	25件	1件	1件	2件	1件	30件
人数	21名	1名	1名	2名	1名	26名

分類	件数	分類	件数
全般事項	15	第16条 行政評価	
全文		第17条 行政手続	
第1条 目的		第18条 情報公開及び提供	
第2条 定義	5	第19条 個人情報の取扱い	
第3条 基本理念		第20条 意見、要望等の対応	
第4条 基本原則		第21条 危機管理	
第5条 市民の権利	1	第22条 行政組織の編成	
第6条 市民の責務	4	第23条 市民参画の機会の保障	
第7条 議会の基本的役割と責務		第24条 市民提案の推進	
第8条 議員の基本的役割と責務	1	第25条 市民意見の募集	
第9条 行政の基本的役割と責務		第26条 審議会、委員会等への市民参画	
第10条 市長の基本的役割と責務		第27条 住民投票の実施及び尊重	
第11条 職員の責務		第28条 協働のまちづくり	2
第12条 総合計画の策定及び進行管理		第29条 まちづくりの推進	2
第13条 財政運営		第30条 対等な立場での参画	
第14条 政策と法務の連携		第31条 他都市等との連携及び協力	
第15条 条例制定等の手続		第32条 この条例の位置付け	

2 意見の内容と市の考え方

(1) 条例全般事項

	意見	臼杵市の回答
1	自治基本条例は必要ですか。今までなくてもまちづくりをしていたのに、どうして策定するのですか。	以前は、国が決めたルールに従ってまちづくりをしていましたが、平成12年より地方分権の時代といわれ、地域の実情に応じたまちづくりを地域で自主的に判断して実施することができるよう地方自治法が改正されました。臼杵市も、臼杵市の特徴を生かした臼杵市らしいまちづくりを行っていきたいと考え、そのための決まりごと・道しるべが必要になりました。その決まりごと・道しるべがこの条例です。この条例によって、市民総参加、協働、人権尊重、情報共有という原則に基づいて市民参画の機会が保障され、「市民が主役のまちづくり」が行われることをめざします。アンケートの結果でも70%を超える方が必要だとしています。
2	「自治基本条例」より「まちづくり条例」の方が響きもやさしくわかりやすいが、条例というだけで、「関係ない」「難しい」と思う市民が多いのではないか。	条例の名称は、市民に「親しみやすい」「わかりやすい」「覚えやすい」という視点で、市内20団体、約千人の方々のご意見もお聞きし、7割の方に賛成をいただいた「臼杵市まちづくり基本条例」という名称としたいと考えています。 ご指摘の通り、市民にとって条例は普段の生活に身近にあるものではないので、「難しい」「関係ない」と思われるがちですが、この条例によって市民一人ひとりが、わたしたちのこの臼杵市をよりよいまちに「市民が主役になって」作っていくことができるるために制定しますので、イラストを用いるなどイメージしやすいように、わかりやすいように工夫しながら、今後さらに周知に努めていきたいと考えています。
3	「自治基本条例」ならわかるが、どうして「まちづくり基本条例」というのか。	「まちづくり」と聞くと、道路や橋・町並み整備などのハード整備と思われるがちです。この条例でいう「まちづくり」はハード整備だけではなく、福祉や健康の取り組み・人材育成なども含めた臼杵市全体の活動の取り組みすべてとしています。みんなで住みよい臼杵市にしていこうとする取り組みすべてです。 第2条の定義としても定めています。
4	「まちづくり」というと、道路整備や町並み保存というイメージがある。また市の中心部のハード整備と思われないか。	その通りだと思います。自助・共助・公助といわれるよう、まずは一人ひとりがしっかりと自分の生活を営むことが大切ですが、隣近所と助け合い、協力しながら生活していくことも必要です。少子高齢化が進む臼杵市では、隣近所だけでなく、地域の結びつきが大切だと思われます。それぞれの地域が生き生きと地域づくりを行っていくことが、臼杵市全体のまちづくりへつながっていくと考えます。
5	「まちづくり」というと、各地区の「地域づくり」をしていった結果がまちづくりということでよいか。	この「臼杵市まちづくり基本条例」は、臼杵市民が幸せな生活を行うことができるよう、まちづくりを行う「基本的なルール」を定めるものです。市民・議会・行政の責務と役割分担を明確にし、それぞれが理解・協力しながらまちづくりを行おうとするものです。市民のまちづくりへの参画の機会が保障されたり、協働でまちづくりをしていこうとする精神を謳っています。市長の一存でこれを変えることはできませんが、時代の流れによって内容を見直す必要が生じた場合には、再度「市民、議会、行政」の合意によって変更することは可能です。 なお、個別の政策については、この条例の精神を受け、他の条例や規程、各種事業計画などにおいて定められることとなります。
6	市長が変わっても、この条例は変わらないということですか。臼杵のまちづくりの大きな方針なので変わらないとは思いますが。	

7	<p>わかりやすい内容になっていると思うが、これを実行するのも市民みんなだと思うのでもっと、関心を持っていく必要があるのではないか。中心部だけでなく、周辺部の地区のことまでみんなで考えていかないといけないのではないか。</p>	<p>人権尊重・市民総参加・情報共有・協働という4つの原則によって臼杵市のまちづくりを行おうとしていますが、市民一人ひとりの参画なくしては、住みよいまちづくりの実現ができませんので、関心を持っていただけるように周知に努めていきたいと考えています。また、自助・共助・公助の精神で、それぞれの地域が活性化することによって、臼杵市全体のまちづくりにつながると考えています。また、まちづくりは、それぞれの地域が活性化することによってはじめて臼杵市全体のまちづくりにつながると考えています。</p>
8	<p>自助・共助・公助という言葉が生まれ、国の債務が増え続けるなかでの条例です。市長、市職員は市の情報強者で、市民は情報弱者です。従って、市長、市職員の勤務時間の3分の1は市民の特派員として働くという文言を付加するべきです。実際は、1.5倍働いて、1を自分の仕事に0.5を市民ならこうするという方向に使ってください。 本来市民は、税を支払えば行政サービスは受けられる筈です。その上「分任」を市民に求めるのであるから、市長・市職員(6条の5)も頑張らねばならない。素案では「現状のまま」でのりきれる文案です。</p>	<p>この条例では、市民のまちづくりへの参画や意見を述べるためのしくみや、あらゆる立場の人々が理解し尊重することができる協働のまちづくりを進めるためのしくみを定めています。これは市民、議会、行政がそれぞれの役割と責務を理解し、尊重し、協力し合いながら、協働で、より、臼杵市民が幸せを感じできるまちづくりを行おうとするものです。従って、それぞれがこれまで以上にその役割と責務についての理解を深め、行動しなければならないと考えています。 また、職員についてですが、現在、地域コミュニティ再生に向けた取り組みのひとつとして、地域振興協議会の設立に併せて、地域活動を支えていく地域パートナーとなり活躍していますし、多くの市職員は通常の業務以外でも消防団活動を始め、地域の祭りや行事への参加、次世代育成のためのスポーツ指導や地区の役員としての活動など地域の中で活動しています。</p>
9	<p>「臼杵市まちづくり基本条例(素案)」に反対します。(反対意見です)</p>	<p>反対する理由が書かれていませんので、どのようにお答えすればよいかわかりません。</p>
10	<p>臼杵市のこの条例の特徴はどこにあるか。</p>	<p>主な特徴として以下5点をあげます ・「共に考え、共に汗を流し」や「自助・共助・公助」など、普段臼杵市が使用している言葉を条文として使用しています。今後のまちづくりを進める上で、市民・議会・行政の役割を明確にし、わかりやすい協働のまちづくりを目指そうとしています。 ・条例を策定する段階として、事前に説明会(963名)とアンケート(485名)を実施し、策定途中にも説明会(1207名)とアンケート(1074名)を実施しました。市民による策定委員会が検討して素案を作るなど、市民の意見を活かしながら策定した条例です。策定途中には、高校生の意見も聴き、活かしながら策定しました。 ・臼杵市が現在力を入れ取り組んでおり、また希薄になると危惧される地域コミュニティも条例の中に盛り込んでいます。 ・将来を担う子どもたちを地域の宝として育てる市民の責務があり、またこの条例を子どもの頃から知り、臼杵のまちづくりに興味関心愛着を持ち、まちづくりへの参画の意識を持つことができるよう、学ぶことができるよう環境作りに取り組んでいます。 ・条例は「難しい」「関係ない」と思われるがちですが、文章だけでなく、イラストでイメージしやすいように、内容がわかりやすいように工夫しています。</p>

11	高齢者への周知よりも、子どもやその親の世代へ周知することが大切ではないか。今の子どもたちは地域で親たちが地区活動している姿を見る機会や協力している姿を見る機会が乏しい。決まりを守りながら地域づくりをしていくことを教えてほしい。	この条例でいう、「市民」は子どもから高齢者まであらゆる方を含んでいます。高齢者の方にも親の世代にも、子どもたちにも理解していただきたいと考えています。臼杵市では、子どもの頃からこの条例について学ぶ、臼杵市のまちづくりについて考えることのできる環境を整えていこうと考えています。子どもが学んだことを保護者に伝え、家族での会話の中に取り入れてもらえることにつながればと願っています。地域での楽しい交流や体験活動は子どもたちを地域で育てることにもつながりますし、地域づくりの要になると思いますので、各地区でこの条例の精神を生かした取り組みを行っていただきたいと思います。
12	臼杵市を良い市にするための決まりごとが、この条例と思うが、読みやすくわかりやすい内容になっていると思う。	様々な市民団体の代表で構成された自治基本条例策定委員さんに検討をいただき、市民にわかりやすい条例をめざして策定してきましたので、見やすく、わかりやすいというご意見は大変ありがとうございます。ご指摘のとおり、常日頃の生活の中にいつもこの条例を覚えて活用するという性質のものではありません。しかし、この臼杵市をより幸せを実感できるまちとしていくためには、あらゆる市民の方の協働、参画が必要不可欠となります。その上でのルールが明文化されていますので、困った時、迷った時に確認するものになると考えています。そのためにも、多くの市民の方々に、この条例の趣旨や内容を知っていただく必要がありますので、条例策定後には、さらに周知に努めています。
13	条例をすべて覚えることはできないが、みんなで何かをやろうという時や困った時に、確認をするものとしてこの条例ができたということでしょうか。	第5条に市民の権利、第6条に市民の責務、第28条に協働のまちづくりなどを定め、市民みんなで理解し合い・協力し合ってまちづくりを進めようとしています。困った時などに是非、地域の皆さんで確認していただければと思います。
14	意見を聞くより、早く制定して実践してほしい。地区にはいろんな問題がある。自己主張だけする人もいる。その時に、「この条例に、“協働で”と書いているからみんなでしないといけん」と言って活用したいが、そのような使い方をしてよいのか。	臼杵市まちづくり基本条例は「市民が主役のまちづくり」を行うために定めますので、多くの市民の方に理解していただくことが必要だと思っています。毎月、市報にもイラストで掲載していますが、この条例の内容や市民の役割など、よりわかりやすくお伝えするためにも、イラスト等を用いながら周知に努めています。
15	高齢者は、条文はあまり見ない。見ても意味が理解しにくい。イラストなどがわかりやすくてよい。	臼杵市まちづくり基本条例は「市民が主役のまちづくり」を行うために定めますので、多くの市民の方に理解していただくことが必要だと思っています。毎月、市報にもイラストで掲載していますが、この条例の内容や市民の役割など、よりわかりやすくお伝えするためにも、イラスト等を用いながら周知に努めています。

(2) 個別の条文について

①第2条(定義)について

	意見	臼杵市の回答
16	大学で住民票を置いたまま、市外に出ている子どもの扱いは、どうなるのか。	今、住んでいる地域の決まりに従って普段は生活することになると思います。 住民票に関係なく、それぞれの立場や状況に応じて、臼杵市の「市民」として、臼杵市のまちづくりにも貢献していただければと考えています。しかし、あくまでも強制するものではなく、自主的な参画になります。
17	「市民」の定義が広くないか。暴力団など不当要求者を排除した条文にしておく必要があるのではないか。	臼杵のまちづくりを一緒にしていくという視点から、また人権を守るという視点から、最初から排除するというのではなく、市民と住民を区別し、「市民」の定義を広く捉えることとしています。暴力団に対しては「臼杵市暴力団排除条例」があり、不当な要求に対しても今まで通り適正に対処していくこととしています。公共的な活動については「まちづくり」の定義に謳っています。

18	<p>「市民」の定義の中に、通勤・通学をしている人や事業者が入っているが、具体的にどのような参画の方法があるか。</p>	<p>例えば、臼杵の祇園祭では、以前は、当番町の若手で祭りを継承できていましたが、現在では、市内に勤いでいる“通勤者”や市外から通ってきている学生“通学生”的な参画により盛り上げ継承している部分もあります。竹宵も実行委員会へ協力している方の中に、住民以外の方の協力を多く見ることができます。地域の草刈りや花植えに地元企業が協力しているところもあります。様々な協働により、生活しやすい地域づくりや臼杵市全体のまちづくりを行っている現状を現在でも見ることができます。今後は、さらに協働でまちづくりが進むことに期待しています。</p>
19	<p>定義の中の「行政」とは、市長、教育委員会と続くが、市長は、選挙で選ばれた人であり、行政の中に入れていることに違和感がある。</p>	<p>市長は、選挙で選ばれた首長であり、執行機関である行政の長としても位置づけられますが、市役所の役割やしくみを考える中で市長をひとまとめにすることに違和感を感じられたのかかもしれません。この条例の中で使う「行政」ということばの理解が、個々人で異なる恐れがあると思われましたので、第2条に定義として謳っています。</p>
20	<p>第2条で「市民」についての定義があり、「市民」には「臼杵市に住所を有する住民」はもとより、「市外から通勤通学する人や市内において事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体」が含まれています。</p> <p>一方、第5条において、「市民の権利」が規定されています。</p> <p>市民は、行政サービスを公平に受ける権利を有する。</p> <p>市民は、まちづくりに参画する権利を有する。</p> <p>市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求める権利を有する。</p> <p>全ての法人や団体に住民と同等の権利を認める条例になっている点に危惧を抱きます。</p> <p>悪意を持って活動する法人や団体があるとは考えたくないかもしれませんが、それらの団体がこの条例上「市民」ということを楯に第5条に規定される「市民の権利」を求めてくる場合が想定されます。</p> <p>そういう危惧を抱かないよう「由布市住民自治基本条例」では、団体については次のように規定され、条例上権利を認めるのは、まちづくり活動を行う団体に限っています。</p> <p>……以下由布市の記述</p> <p>(2)市民等とは、市民並びに由布市内で働き、学び市内においてまちづくり活動を行う人若しくは団体をいう。</p> <p>(8)まちづくりとは、市民等と市及び議会が協働して住民参画により自治の向上をめざし、すべての人が物質的にも精神的にも安全で安心して生活できる環境を実現するための活動をいう。</p> <p>……引用ここまで</p> <p>臼杵市に住所を有する住民以外にも同等の権利を認めることとする条例ですので、以上の点についてはいささかの危惧も抱かれないとおにしていただきたいと思います。</p>	<p>「臼杵市まちづくり基本条例」における「市民」の定義は、臼杵市のまちづくりの理念を実現する主体であることを踏まえ、人権尊重の観点から、市民と住民を区別した上で、「市民」の定義を広く捉えることとしています。また、臼杵市では「まちづくり」の定義を「公共的な活動の総体」と定めています。</p> <p>ご指摘の通り、悪意を持って活動する法人や団体による「市民の権利」を求める主張や不当な要求も想定されますが、従来から不当な要求等には住所を有する住民であるかどうかに関わらず、法令等に則り、毅然とした対応を行っているところであります。これからも変わることはございません。</p> <p>このようしたことからこの条例では、市内で何らかの事業又は活動を行う個人や団体について、まず「市民」と定義することにより、現在まちづくり活動に参画していない場合も、これらの個人や団体が将来的に公共的なまちづくり活動への参画を促すことができ、地域で生活する住民や団体のまちづくり活動とつながることで、市民のより幸せな生活を実現することをめざしています。</p> <p>さらに、この条例には、市民の権利だけではなく「責務」も定めることとしていますので、周知に努めていきたいと思います。</p>

②第5条(市民の権利)について

	意見	臼杵市の回答
21	地域には健全育成会もあり、地域で「子ども」を育てるというが、子どもの数も減り、子や孫は市外・地区外に出ていると、子どもへの関心が薄くなる。市民の責務に「子どもを育てる」があり、過疎地域では考えいかなければいけないことである。	少子高齢化が進む臼杵市にとって、子どもは「臼杵の将来を担う存在」として市民みんなで見守り、育てていかなければならぬと考えています。この条例をきっかけに、地域の子どもたちに目をかけ、地域で子どもを見守り育てていく機運が高まっていけばと思います。

③第6条(市民の責務)について

	意見	臼杵市の回答
22	市民の権利も興味があるところはあるが、市民の責務を市民がしっかり知る必要があるのではないか。自分たちが何をしなければならないか、しっかり考えいかないと、高齢化が進む地域は特に大変になる。	ご指摘の通り、この条例の中には、市民の権利と責務が謳われています。また、市民参画や支え合うまちづくりの仕組みもあります。この条例をきっかけに、個々人の権利や責務、地域での助け合いや地域づくりの参画など考えていただければと思います。今後、条例の内容について周知に努め、市民の責務や地域の結びつきの大切さなどについて考えることのできる機会を作っていくたいと考えています。
23	市民の権利よりも責務をしっかり伝えてほしい。	
24	地域コミュニティが大切であり、地域振興協議会の組織や活動が必要であることは十分認識している。しかし、一人ひとりの協力しようとする考えが大切である。市民にその責務を認識させることが大変である。	
25	子育てサークル元気キッズ＆スキップに参加している者です。市民の責務に子どもを入れていただきありがとうございました。子どもを持つ親として私達みんな喜んでおります。	現在、地域と家庭と学校が連携して子どもを見守り育てていくとする健全育成会による取り組みもありますが、この条例において臼杵市では、子どもを「臼杵の将来を担う地域の宝」と市民が認識し、子どもたちが夢や希望を持ち続けることができるよう、また、子どもたちが心身ともに健やかに成長していくことができるよう、見守り育てていくことを市民の責務と定めるとしています。臼杵市の子どもたちが、「臼杵に生まれて良かった、育ってよかった」と思いながら成長できるように、市民に周知していきたいと考えています。

④第7条(議会の基本的役割と責務)・第8条(議員の基本的役割と責務)について

	意見	臼杵市の回答
26	市民の定義を見ると、通勤通学している人や事業者を含んでいるが、議員は住民以外の市民の声にも耳を傾けるということか。	現在でも、観光客や事業者の声を聴いたり、その方々の立場から臼杵市のまちづくりを考えたりしています。住民の立場から臼杵市を考えることはもちろん、外から見た臼杵市という観点もまちづくりに大切なことだと思います。

⑤第28条(協働のまちづくり)について

	意見	臼杵市の回答
27	地域と行政の連携・協働は大切なことだが、とても難しいこと。地域性やそこに住む人々の結びつきによっても異なる。実績を積んでいくことが大切ではないか。	地域コミュニティとしての自治会や地域振興協議会の活動やその活動を維持・活発化するためには、市民と行政の連携協力は不可欠だと考えています。この条例をきっかけとして、地域づくりを市民みんなで考えていくことができればと思います。現状では、地域の強い結びつきとリーダーとその支援者の存在により、地域住民による自主的な活動を活発にされている地域もあれば、行政の手助けを必要としている地域もあります。行政は、地域の自立性を促し、自主性を尊重し、求められれば、その地域の市民が幸せな生活を実現できるための必要な支援を行っていきたいと考えています。ご指摘のように、地域の方々の地域での小さな活動の積み重ねと楽しいという経験の積み重ね、その活動の過程における市民と行政の連携協力の積み重ねが大切と考えます。
28	協働ということは、まずは市民・地域のことは地域でということか。	生活の場である地域のことを、そこに生活する方々で考え、行動することが基本であると考えます。しかし、その事象に併せて、市民も行政も一緒に考え、一緒に汗を流し、役割分担しながら、住みよい幸せを感じることができるまちづくりを行っていきたいと考えます。

⑥第29条(まちづくりの推進)について

	意見	臼杵市の回答
29	地域コミュニティというが、地域振興協議会がまだ設立できていない地域では、地域の中の協力体制がまだ難しいということでもあり、地域づくりは難しい。	コミュニティ防災課が窓口となり、協力支援を行いながら、一緒に地域づくりを行っていきたいと思いますので、ご相談ください。
30	地域振興協議会の地域パートナーはとても良い制度であり、地域コミュニティの活動には欠かせない存在である。職員の情報と行動力が地域には必要。行政の適切な支援を継続するためには、地域パートナーの継続が必要であるが、地域の職員が少なくなっている。地域の職員の計画的な採用はどのように考えているのか。(最近は市外県外からの採用が多い)	臼杵市では、地域コミュニティ再生に向けた取り組みのひとつとして、職員が地域に定住し、地域に根を下ろし、地域活動を支えていくよう地域振興協議会の設立に併せて、職員から地域パートナーを募っています。この他にも、多くの市職員は通常の業務以外でも地域の中に積極的に入り、消防団活動を始め、地域の祭りや行事への参加、次世代育成のためのスポーツ指導や地区的役員としての活動を行っています。これらの活動のためには、市職員が地域に居住していることが望ましいと考えられます。しかしながら、憲法第22条第1項では、「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」と規定されており、臼杵市内在住(特に居住地域を特定し)を採用条件とすることは憲法違反となるおそれがあり難しい状況にあります。また、市職員は、地方公務員として職務の遂行にあたっては、居住状況にかかわることなく、市民生活の向上に全力を尽くすべきであると考えています。よって、職員採用については、居住地にとらわれることなく広く優秀な人材の確保に努め、質の高い行政サービスを実現していきたいと考えています。しかし、職員の市内居住者を増やすことは、臼杵市の財政健全化につながるものですので、新規採用職員に対しては、採用後市内に居住するよう働きかけていますし、職員の市外居住者には機会あるごとに市内への転居を勧めています。地域パートナーの推進につきましてのご意見はもっともあり、今後も募集方法等について引き続き検討していきたいと考えています。